

令和7年度 認定こども園なかよしの各種手続きについて

町では令和7年4月以降に新規で認定こども園なかよしに入園を希望する児童、現在在籍していて引き続き利用を希望する児童の各種手続きの受付を保健センターで行います。

- 提出先・お問い合わせ 福祉課子育て支援係（保健センター） 電話：69-2100
- 受付期間 12月2日（月）から12月13日（金）まで（土日以外）期日厳守
開庁時間：午前8時30分～午後5時15分
- 各種様式の配布場所 福祉課子育て支援係（保健センター）※11月から配布しています。
浦臼町ホームページからダウンロードして印刷もできます！➡
※書類の作成には時間を要することがありますので、
提出までの時間を考慮のうえ準備願います。



【令和7年度から新規に利用希望する児童】

令和7年4月以降、認定こども園なかよしを新規に利用希望する方は申請書を提出してください。
なお、希望者多数の場合は利用出来ない可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

- ◇募集人数（予定） ※年度途中から利用を希望される方も受付期間に申請ください
0歳（生後8ヶ月から）～3名 1歳・2歳～若干名 3歳以上（1号・2号）～若干名
- ◇提出書類
 - ①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定兼利用申請書
 - ②就労証明書（保育を必要とされる方のみ提出。事業所にお勤めの方は事業所の担当者に作成してもらってください。）
 - ③就労以外の事由の場合、その事由を証明する書類
 - ④エントリーシート（令和7年4月1日までに浦臼町に転入予定の方）

【2号・3号（保育利用）で引き続き利用する児童】

2号・3号の在籍児童の保護者は、保育を必要とする事由に該当していることを確認する必要がありますので、現況届を提出してください。

- ◇対象児童
12月1日時点で認定こども園なかよしに在籍する2号・3号認定児童（※現在5歳児（らいおん組）と町外から通園している児童は対象外です。）
- ◇提出書類
 - ①施設型給付費・地域型保育給付費等現況届
 - ②就労証明書（12月1日以降に証明されたもの）
 - ③就労以外の事由の場合、その他保育が必要なことを証明する書類

【1号から2号または2号から1号に変更する児童】

在籍児童で、令和7年1月から4月末までの間に認定を変更する予定の方は、変更申請書を提出してください。

- ◇提出書類
 - ①支給認定変更申請書
 - ②就労証明書（12月1日以降に証明されたもの）
 - ③就労以外の事由の場合、その他保育が必要なことを証明する書類

【参考】

- ・1号認定（教育標準時間認定）～満3歳以上の未就学児童で、保育を必要としない幼稚園等で教育を希望。
- ・2号認定（満3歳以上・保育認定）～満3歳以上で、保護者の就労や疾病等により保育が必要。
- ・3号認定（満3歳未満・保育認定）～満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により保育が必要。

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です

子ども家庭庁では「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しています。

家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています。



【児童虐待とは？】

- 身体的虐待 ～ 殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる など
- 性的虐待 ～ 子どもへの性的行為、性的行為を見せる など
- ネグレクト ～ 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置にするなど
- 心理的虐待 ～ 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

【「虐待かな？」と思ったら…まずは連絡189】

少しでも虐待の可能性を感じたら、迷わずお電話ください。

※相談は匿名で行うことも可能です。

※相談者や相談内容に関する秘密は守られます。



親子のための相談LINE

子育てや親子関係について悩んだときに、子ども（18歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口として「親子のための相談LINE」があります。

ひとりで悩まずに、お気軽にご相談ください。詳しくは子ども家庭庁のホームページをご覧ください。



子ども家庭庁ホームページ
親子のための相談LINE

【児童虐待に関する相談先】

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・児童相談所全国共通ダイヤル | 電話：189 |
| ・岩見沢児童相談所 | 電話：0126-22-1119 |
| ・浦臼町福祉課子育て支援係 | 電話：69-2100 |

令和6年度 まちづくり懇談会開催のお知らせ

町民のみなさまの声を広く聴き、町民参加による協働のまちづくりを推進するため、「まちづくり懇談会」を開催します。

まちづくりや地域の課題など町長や町の職員と直接意見交換ができる場となります。日頃、疑問に思っていること、ご意見やご要望などを直接お聴きする機会となりますので、多くの町民のみなさまのご参加をお待ちしています。

1. 開催日時・場所
- ① 11月11日（月） 18：00～ 晩生内地区コミュニティセンター
 - ② 11月12日（火） 18：00～ 鶴沼改善センター
 - ③ 11月13日（水） 18：00～ 多世代交流施設 えみる

2. 主な議題
- ・道の駅
 - ・町立診療所
 - ・多世代交流施設えみる
- ※それぞれの議題についてみなさまからのご意見やご要望をお聴きします。

3. 町からの参加者 町長、副町長、教育長、関係所管課長等、総務課企画係（事務局）

4. その他 参加申込は不要です。どなたでもご自由にご参加いただけます。

お問い合わせ 総務課企画係 電話：68-2111